

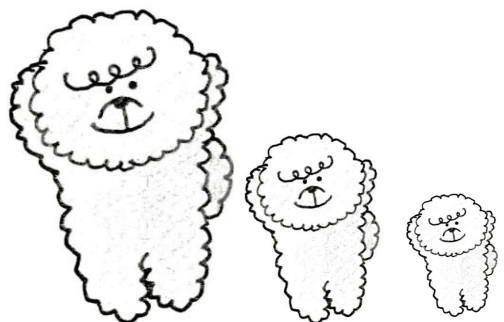
スタッフ

管理者

児童発達支援管理責任者

訪問支援員

私たちは、発達に支援が必要な児童とご家族をサポートしています。お困りごとやご相談がある際には、お気軽にあげぼの学園地域支援までお電話ください。



イメージキャラクター ふわわん

茨木市立児童発達支援センター

あげぼの学園 地域支援

住所：〒567-0073

茨木市西穂積町8番11号

TEL:072-626-0105

FAX:072-626-0105

(受付)9:00~17:00

メールアドレス:akebono-tiiki@city.ibaraki.lg.jp



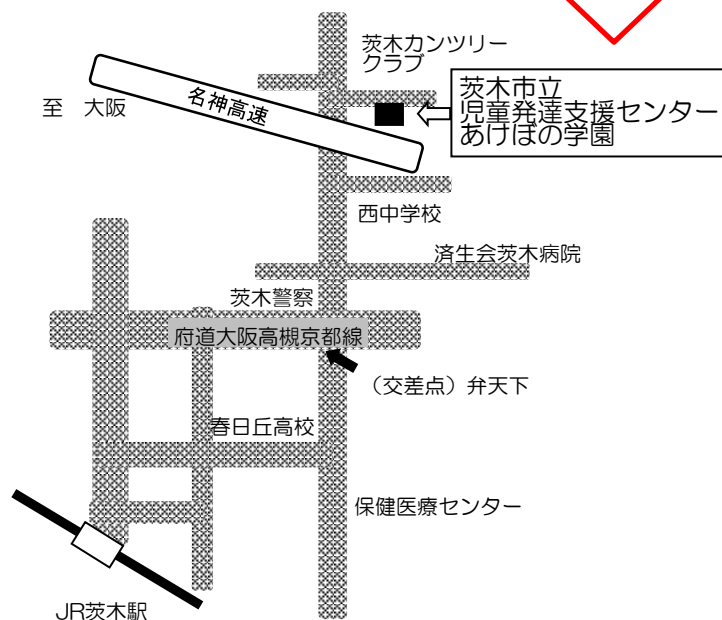
茨木市立児童発達支援センター
あげぼの学園 地域支援

保育所等訪問支援



- ・JR茨木駅西口より
徒歩20分
- ・阪急茨木市駅、JR茨木駅
より阪急バス「茨木警察前」
下車 徒歩10分

マップ



茨木市

2026年4月発行



* 保育所等訪問支援

※児童福祉法第6条2の2第6項に定められています

発達に支援の必要な児童が、集団生活へ適応するために、訪問支援員が児童の所属先に訪問し、所属先の先生と連携しながら支援します。

対象児童

- ・市内在住
- ・集団生活を営む施設や学校等に
通う発達に支援の必要な児童
- ・受給者証所持者、申請予定者

※申請には、サービスの利用が必要と判断できる資料（医師や心理士の意見書、診断書、心理検査の所見、療育手帳）が必要です。詳しくは、発達支援課（072-620-1633）にお問い合わせください。

申請対象者

- ・児童の保護者

内容

- ・児童の様子を確認したうえで、保護者及び所属先の担当の先生と相談し、訪問支援プランを作成します。
 - ・訪問支援プランをもとに概ね、月1～2回所属の施設へ訪問し、児童への直接支援及び担当の先生との情報共有を行います。その後、支援内容や児童の様子を保護者に対して支援内容や児童の様子を報告させていただきます。
 - ・6ヶ月毎を目安に訪問支援プランの見直しをおこないます。
- ※期間は、原則1年です。ただし、児童の状況によって、変更となる場合があります。



訪問先

- ・保育所、園
- ・幼稚園
- ・認定こども園
- ・小学校
- ・中学校
- ・高校
- ・その他、児童が集団生活を営む施設として市が認めたもの

費用

- ・費用の1割負担（1回あたり約1,000円）です。

ただし、世帯の課税状況に応じて、一ヶ月の負担額の上限が決まっています。

利用までの流れ

まずあけぼの学園地域支援にお電話ください。児童の様子を聞き取らせていただきます。

保護者から所属先に訪問支援を依頼した旨をお伝えください。

保育所等訪問支援担当職員が、児童の所属先施設長に連絡、日程調整を行い児童の観察に伺います。その上で保育所等訪問支援が必要かどうかの判断をします。

訪問支援が必要と判断された場合、発達支援課にて※受給者証発行手続き、もしくは保育所等訪問支援の支給申請手続きをしていただきます。

発達支援課より保育所等訪問支援支給決定通知を受けて、あけぼの学園にお越しいただき契約手続きをしていただきます。

所属先での児童の様子、発達状況、保護者のニーズを元に、保育所等訪問支援プランを作成します。

保育所等訪問支援プランを保護者、所属先と確認し、同意を得たうえで訪問支援を開始します。

※障害児通所サービス受給者証をすでにお持ちであったり、保育所等訪問支援支給済みの場合等、契約手続きの段取り等、上記利用の流れとは若干手続きの流れが変わる場合がございます。詳しくは職員にお問い合わせください。